

製造業の労働災害を防止しよう!!

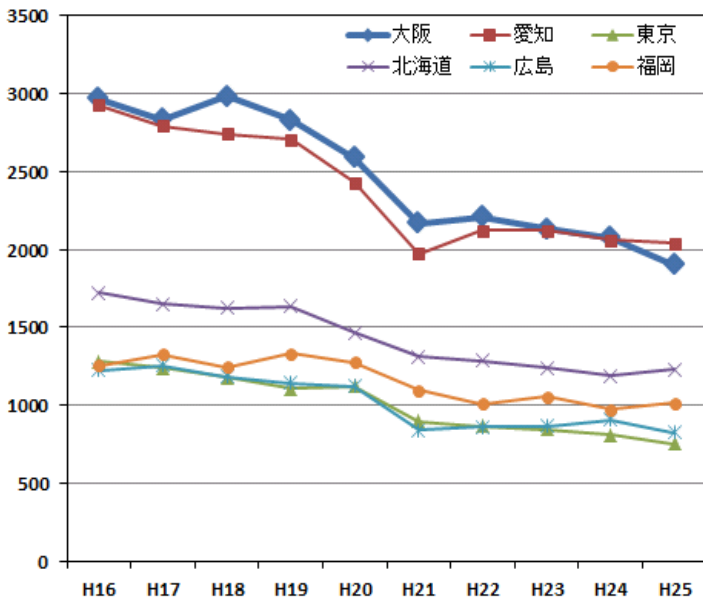
平成 26 年の大阪府下の死傷災害の発生状況は、6 月末現在で 3,102 件となり、前年同期に比べ 194 件、6.7%増加しています。今後もこのような状況で推移することになれば前年の 8,014 件を大幅に上回ることが懸念されます。

特に、製造業における大阪府下の死傷災害発生件数は、長期にわたり全国ワースト1 を続けていましたが、昨年は、初めて全国ワースト1 を返上しました。

しかし、製造業での死傷災害件数は、6 月末現在 760 件で、前年同期に比べ 67 件、9.7%の増加となっており、再びワースト1 に逆戻りすることが危惧されます。

業種別では「金属製品製造業」が製造業の 3 割強を占めて、「食料品製造業」、「化学工業」が続いています。また、事故の型別では、プレス、シャーなどの金属加工用機械による従来型の「はさまれ・巻き込まれ災害」が多くを占め、次いで、通路、作業床などにおいての「転倒災害」となっています。

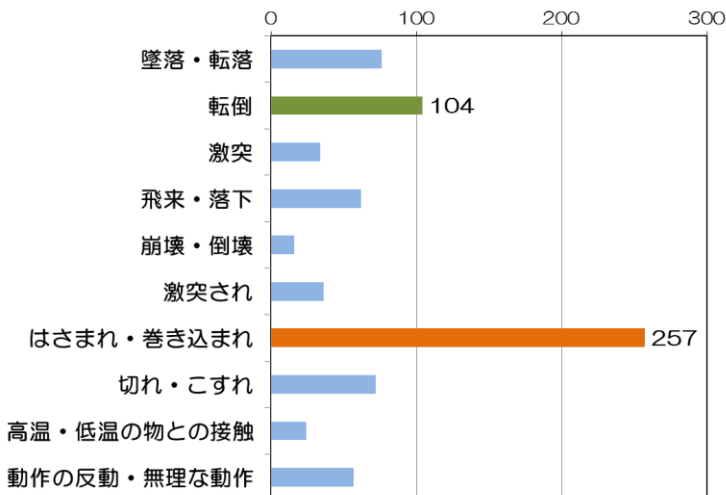
都道府県別死傷災害発生状況推移（製造業）



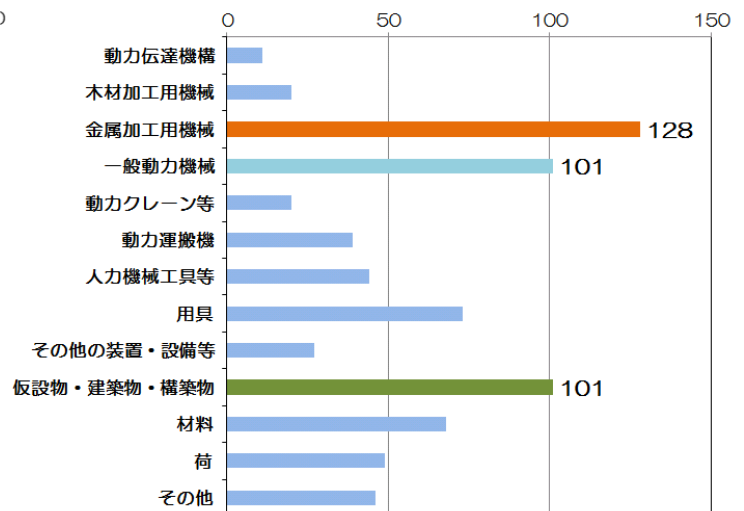
平成 26 年 業種別事故型別労働災害発生状況（6 月末累計）

業種	平成 26 年 死傷者数	前年同期 死傷者数	対前年同期比較	
			増減数	増減比
01 食料品	105	124	-19	-15.3%
02 繊維工業	17	16	1	6.3%
03 衣服その他の繊維	7	7	0	0.0%
04 木材・木製品	15	25	-10	-40.0%
05 家具・装備品	11	9	2	22.2%
06 パルプ等	24	25	-1	-4.0%
07 印刷・製本	29	19	10	52.6%
08 化学工業	83	54	29	53.7%
09 窯業土石	12	6	6	100.0%
10 鉄鋼業	33	23	10	43.5%
11 非鉄金属	10	8	2	25.0%
12 金属製品	230	207	23	11.1%
13 一般機械器具	74	80	-6	-7.5%
14 電気機械器具	21	18	3	16.7%
15 輸送機械	23	22	1	4.5%
16 電気・ガス	0	3	-3	-100.0%
17 その他の製造	66	47	19	40.4%
01 製造業小計	760	693	67	9.7%
全 産 業 合 計	3,102	2,908	194	6.7%

主要事故の型別発生状況（製造業）



主要起因物別発生状況（製造業）

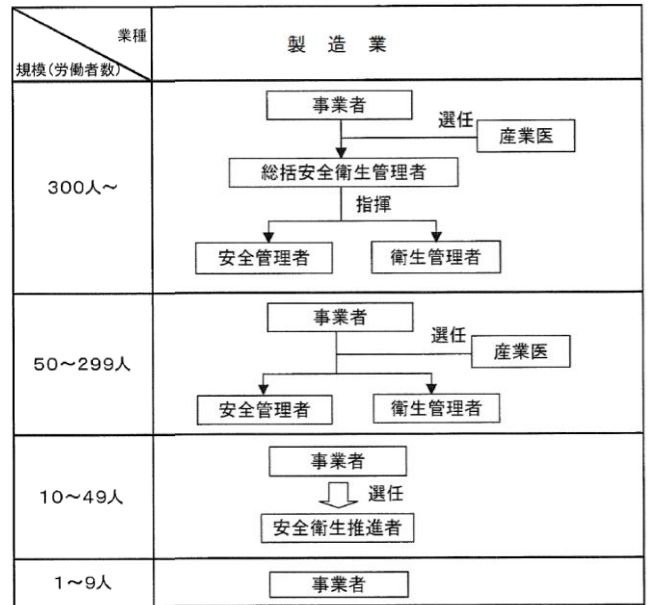


事業者の責務として、労働者の安全と健康を確保するために「安全衛生管理や推進の中心となる人を決める」「労働者に安全衛生教育を行う」「労働者がケガや病気をすることがないように、防止措置をとる」など実施しなければならない基本的な事項を着実に実施し、労働災害防止に取り組みましょう。

安全衛生管理体制の確立

労働災害は、生産活動が行われている現場で起こりますが、現場の実態は、時々刻々変化していて、この過程で安全衛生に関しても常に新しい問題が生じています。企業の経営トップといえども、一人で安全衛生管理を行うことは不可能なので、安全衛生スタッフを選任し、活用する必要があります。

しかし、安全衛生スタッフに任せきりでも十分な効果は上がりません。職場の安全衛生問題に適切に対応するためには、生産活動のために構築したライン組織を通して安全衛生管理を行うことが最も効果的です。



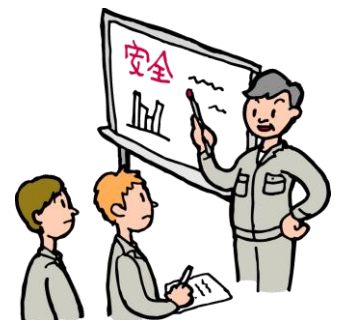
安全衛生教育の実施

安全に作業を行うためには、安全な作業方法を定め、安全衛生教育を実施することが重要です。

労働者を雇い入れた時や作業内容を変更した時はもちろん、普段行わない作業を実施する場合などには、事前の十分な教育が必要です。

また、近年、労働災害件数の減少に伴い災害に直面するという経験自体が稀なこととなり、労働者の危険に対する慣れや知識・体験不足による危険予知能力の低下が懸念されています。労働者の作業における危険に対する感受性を向上させ、経験不足を補い、安全意識の向上を図るとともに、安全技能の伝承にも効果を発揮する危険体感教育を実施することも有効です。

さらに、労働者の職業生活全般を通じ適時適切な安全衛生教育の推進を主眼とする「安全衛生教育推進要綱」に基づいて各種の安全衛生教育の計画的な推進に努めてください。



はさまれ・巻き込まれ災害の防止

動力機械を用いて作業を行う時は、下記の事項に注意して使用しましょう。

1 安全カバー等の取り付けの徹底

からだの一部が動力機械に入らないように必ず安全カバーや囲いを設けましょう。

また、安全カバー等を設けることが困難な場合には、すきまを安全な間隔に広げることや安全装置等を取り付けましょう。

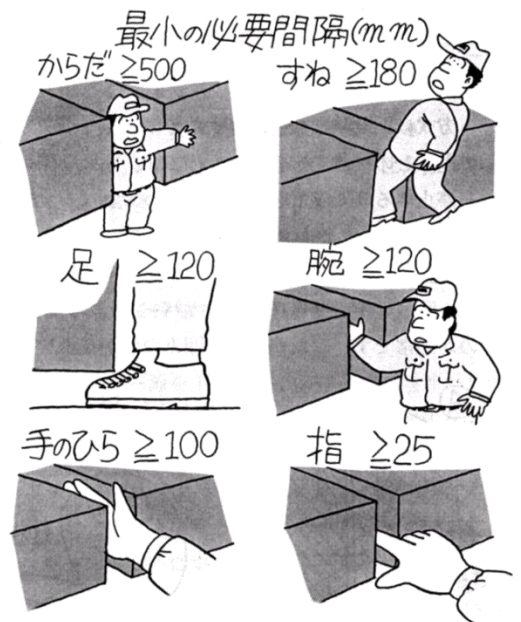
2 安全装置の有効保持及び作業標準の作成と遵守

安全装置などは、必ず行う作業や使用する機械装置等に見合う物を取り付けると共に作業性が悪くなるからと言って安全装置の電源を切ったり、取り外して作業を行ってはいけません。

作業を安全に行うために、必ず作業標準を作成し、それに基づき作業を行いましょ。また、非常作業についても、対応の仕方等を示した作業標準を作成しましょ。

3 ボール盤・面取り盤等の作業時における手袋の使用禁止

回転する刃物がある機械装置等を使用するときは、手袋を使わず作業しましょ。



転倒災害の防止

4S活動 「転倒災害・転落災害」などに効果のある日常の活動として、4S活動があります。

4SのSとは

①整理・・・

必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分すること

- 進め方
1. 不要物の廃棄基準、判断がつかない物の要不要を判断する責任者を決める。
 2. 4Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。
 3. 施設長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。
 4. チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直す。

②整頓・・・

必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

- 進め方
1. 現状を把握する（置く物、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。
 2. 置く物の種類、置き場所、必要数量を決定する（種類・量とも絞り、移動距離を短くすること）。
 3. 場所ごとの管理担当者を決める。
 4. 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
 5. 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。

③清掃・・・

身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと
<作業スペースや通路が汚れていたり、濡れていると滑りやすくなるので、清掃を励行しましょう>



④清潔・・・

整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生的で、快適な職場環境を維持すること

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」

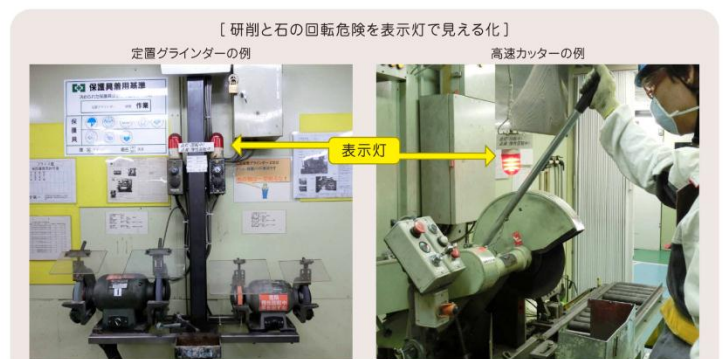
見えないところの見える化

- ①通路がヤードをまたがって設置されており付近に設備があるため、天井クレーンからヤード進入者が見逃せない状態である。歩行者がヤード進入時、天井クレーンがコイルを吊って移動中の場合があり、ヒヤリ・ハットが発生した。
- ②ヤード進入手前一旦停止の表示を設け、その位置から見やすい位置に、できるだけ目立つ大きさに、通行者にクレーンへの注意喚起を行っている。



運転状態の見える化

- 停止操作後も惰力で回転する研削と石の回転状況を表示灯で知らせ、と石との接触を防止する。
(1)運転中は「点灯」(2)惰性回転中はタイマー制御で「点滅」(3)停止中は「消灯」



[研削と石の回転危険を表示灯で見える化]

定置グラインダーの例

高速カッターの例

表示灯

ゼロ災大阪

「安全の見える化」
事例集

大阪労働局労働基準部安全課

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の構築を目指し、自主的に安全衛生活動を実践していく職場風土、安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するため、安全の見える化の普及促進を図ることにより、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ろうとするものです。

事例集は、大阪労働局ホームページのトップページ「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」からダウンロードできます。

労働災害防止自主点検表

点検日 平成 年 月 日

	点 検 項 目	結果
1	安全衛生管理体制は、確立されているか。	
2	機械の危険性について、作業者に十分教育しているか。	
3	プレスやシャーなどを使用する危険作業における安全装置は有効に機能しているか。	
4	機械の動作範囲には柵や覆いなどのガードは設置されているか。	
5	作業中、回転体にはさまれないよう覆いや注意標識の設置が徹底されているか	
6	機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置は徹底されているか。	
7	クレーンやフォークリフトなどの運転作業は、有資格者に行わせているか	
8	爆発火災の危険性の高い作業に関する情報を収集し、関係労働者に周知徹底されているか。	
9	4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動に取り組んでいるか。	
10	リスクアセスメントに取り組んでいるか。	
11	「安全見える化運動」に取り組んでいるか。	
12	高齢労働者に対する安全教育を実施し、作業環境や作業方法などは、高齢者の特性に配慮した内容に改正しているか。	